

防火管理者を選任し 消防署に届出をしましょう！

次に該当する建物の所有者、またはテナント事業者は、
防火管理者を選任し、消防署に届出をしなければなりません。（消防法第8条）

防火管理者が必要な建物

- ① 飲食店や物販店など不特定の人
が利用する用途がある建物で
建物全体の収容人員が 30人以上
- ② 事務所や倉庫などの建物で
建物全体の収容人員が 50人以上

※ 社会福祉施設等が入居している場合は
10人以上の収容人員で必要となる場合
があります。

＜防火管理者が必要な例＞

左の①の場合 建物全体の収容人員30人

建物A 所有者 → 選任
防火管理者 a



選任
防火管理者 b



選任
防火管理者 c



選任
防火管理者 d



POINT



防火管理者が必要な建物は、所有者はもちろん、
すべてのテナントで防火管理者の選任・届出が
必要です！※ 罰則規定あり



※【届出を怠ったもの】罰金30万円以下・拘留（消防四四8）【公訴時効】届出があるまで進行しない

防火管理者になるためには

管理監督的な地位にある方で防火管理講習の課程修了等の防火管理
に関する知識を有していることが必要です。

⇒裏面に続きます

防火管理講習の受講申請

講習の申し込みは、最寄りの消防署で行っています。
(すでに修了証をお持ちの方は必要ありません。)

東京消防庁のホームページに、空席情報を掲示しておりますので
ご確認ください。



その後の流れ

① 講習の受講

1日または2日間の講習(※)を受講します。
講習後に修了証が交付されます。
※事業所の規模により異なります

修了証



② 選任の届出

防火管理者選任届を
管轄の消防署へ届け出ます

選任届

修了証

管轄の
消防署



③ 消防計画の作成・届出

消防計画を作成し管轄の消防署へ届け出ます。

消防計画



東京消防庁 HP や、東京消防庁公式アプリ内のチャットボットで
キュータが皆さまの火災予防に関する疑問・質問にお答えします。

東京消防庁
公式アプリ



お問合せは、東京消防庁予防部防火管理課 (03-3212-2111) 又は最寄りの消防署まで